

令和 8 年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第 4 回）

日時：令和 8 年 10 月 22 日（木）午前 10 時 00 分～

形式：対面及びオンラインの併用方式

—— 会 議 次 第 ——

- 1 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
（仮称）NEC 府中事業場整備計画【1 回目】

【審議資料】

資料 1 「（仮称）NEC 府中事業場整備計画」環境影響評価書案に対する
都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

<出席者>

第二部会長 宗方委員

愛知委員

安立委員

尾崎委員

羽染委員

廣江委員

森川委員

保高委員

渡邊委員

(9名)

白石政策調整担当部長

西原アセスメント担当課長

石井アセスメント担当課長

「（仮称）NEC府中事業場整備計画」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係市長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
事業段階関係市長からの意見	2 件
合 計	2 件

2 関係市長からの意見

【府中市長】

1 大気汚染

- (1) 建設機械・工事車両等による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の影響を最小限に抑えるため、環境影響評価書案に示された環境保全のための措置を確実に実施すること。

2 騒音・振動

- (1) 工事施工中における建設機械や工事車両の走行に伴う騒音及び振動について、周辺は学校や住宅地等が隣接していることから、低騒音型・低振動型の建設機械の使用や工事車両の集中化を避ける等、万全の防音・防振対策を講じること。

3 その他

- (1) 事業が長期に渡るため、周辺住民及び周辺環境への影響を十分に考慮し、事業の実施にあたっては、周辺住民への積極的な情報提供及び十分な説明を行う等、誠実に対応されたい。
- (2) 工事中及び工事完了後における相談窓口を設置し、周辺住民からの意見・要望等について十分な理解が得られるよう努めること。
- (3) 事業の実施にあたっては、市及び関係機関との協議を適宜実施し、環境保全対策に万全を期されたい。
- (4) 環境影響評価の項目として選定されなかった項目についても、各関係法令等を

遵守し、新たに環境への影響が懸念される事象が発生した場合には、早急かつ適切に対応されたい。

- (5) 事業計画地の周辺には小学校及び住宅地が立地していることから、工事の実施に当たっては、工事車両の運行及び交通安全への影響について十分な対策を講じるとともに、児童、地域住民その他施設利用者の安全及び生活環境に十分配慮すること。

【国立市長】

1 大気汚染について

工事用車両の市内通行に当たっては、排気ガス等により市民の日常生活に支障がないよう努めていただきたい。

2 騒音・振動について

工事用車両の市内通行に当たっては、沿道住民等の日常生活に影響を及ぼさないよう努めていただきたい。

なお、市内においても建設機械の稼働に伴う振動の影響が予想されており、規制基準値以下になる予測ではあるが、影響範囲近隣の住民に対し、あらかじめ周知を実施されたい。

3 電波障害について

電波障害が予想されている地域の住民に対し、あらかじめ周知を実施されたい。

4 その他

工事期間中や工事完了後においても、地域住民や市に対し、適宜情報提供を行うとともに、地域住民にわかりやすい内容及び表現で周知を図られたい。

今後環境に影響を及ぼすような新たな要因が確認された場合には、あらためて環境影響評価項目に関する調査等を実施し、環境保全のために必要な措置を講じられたい。